

転居等による住所不明にならないために

転送期間は1年間です。転送期間終了後はすべての郵便物が差出人へ返還されます。

パターン1・2をお願いします

パターン

1 新住所を同封の連絡先等変更届・メール・お電話にてお知らせください。

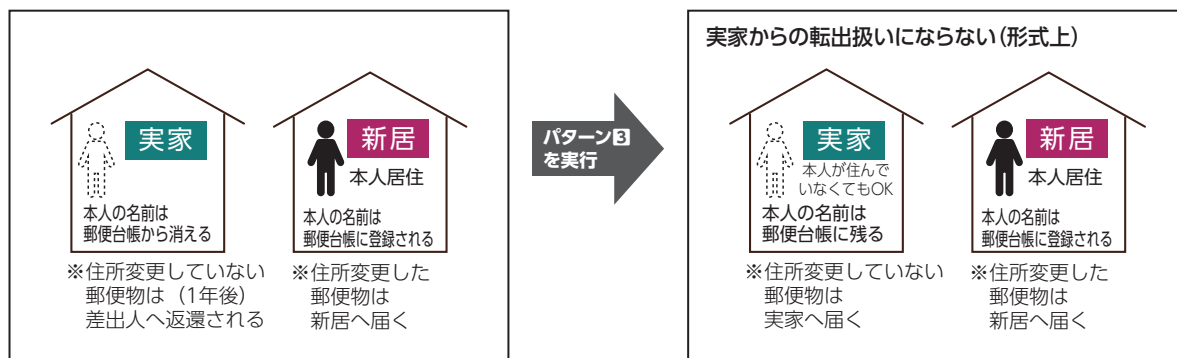
パターン

2 実家に居住中の方（親族等）のフルネームをメール・お電話にてお知らせください。連名で差し出すと実家へ届きます。

パターン1・2が困難な場合

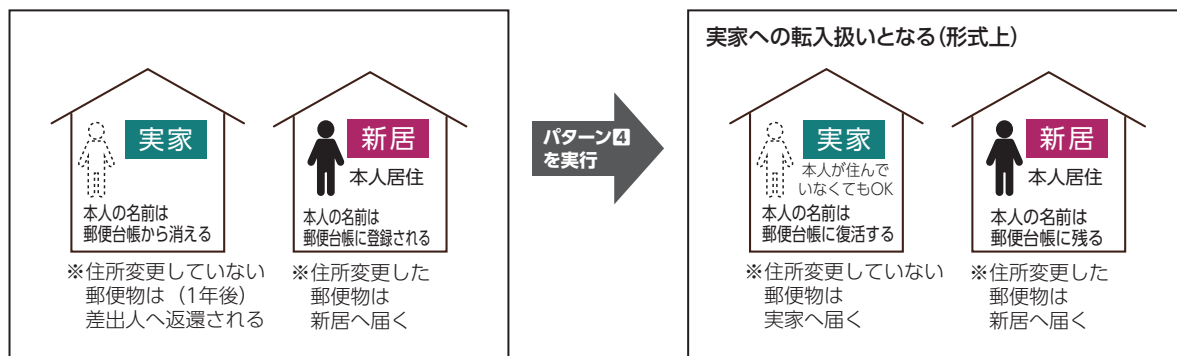
パターン

3 これから郵便局へ転居届を出される方 [市区町村の転居届ではありません]
転居届の旧住所欄に「実家住所」を記入しないでください。



パターン

4 すでに郵便局へ転居届を出された方 [市区町村の転居届ではありません]
もう一度郵便局へ転居届を出してください。その際、新住所欄に「実家住所」を記入してください。
※旧住所欄には何も記入しないでください



ご存知ですか？
実家に届いた郵便物を
無料で転送できます



ご注意

卒業後、下宿先から転居された方は、旧住所欄に下宿先を書き、新住所を必ず同窓会事務局までメール・お電話にてお知らせください。

上記はいずれも日本郵便(株)に確認済みです。